

平成19年11月1日  
財団法人 日本情報処理開発協会  
プライバシーマーク推進センター

## 1. はじめに

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の全面施行以降、個人情報保護の機運の高まりを受けて、個人情報の取扱いにおける事故等に関する公表等が積極的に行われるようになってきました。

プライバシーマーク制度の運用においても、事故の軽重にかかわらず[報告を求め](#)た上で、適正に対処するための指導・処分等の措置を講じています。指導・処分等の措置としては、欠格レベルに応じた措置の区分（取消し、勧告・要請、嚴重注意、文書注意）を設けて、個人情報に係る事故がどの欠格レベルに相当するかを欠格性判断基準に基づいて判断して適用しています。しかし、「取消し」以外の措置については、付与認定の権利は保有したままとなっており、同じ欠格レベルに該当する事故等でも、認定事業者と申請前の事業者への対応が必ずしも公平な措置となっていない場合も考えられます。

そのため、措置の区分と欠格レベルの判断基準を見直し、それに伴う「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「要領」という。）の改正を行うことにしました。

## 2. 措置の区分の見直し ～ 認定の一時停止の導入 ～

認定事業者が起こした個人情報に係る事故等が、それに対する制度上の措置として最も重い「取消し」までには至らないがそれに近い場合への対応として、「認定の一時停止」の措置を設けることにしました。これは、当該事業者が起こした事故等の重大さや社会的責任を認識して、その原因となった不適合箇所を特定し必要な改善を実施して適合状態に戻すための期間として位置付けるものです。

このことによって、申請を一定期間不可とする欠格レベルの事故を起こした申請前の事業者と同等の措置を講じることとなります。

認定の一時停止措置の導入にあたっては、次の点について検討しました。

- ① 現在の欠格レベル1から3のいずれも「注意」に区分され、その区別が明確でないことから、措置の内容が明らかに想定できるように改める。
- ② 「要請」が「勧告」よりも処分が重いとしていることについて、分かりにくいとの意見があるので、このことも踏まえて再整理をする。
- ③ 現在の措置の区分と欠格レベルは、取消し＝5、勧告・要請＝4、嚴重注意＝3、文書注意＝2（処置なし＝1）と一対一に対応しているために、適用の幅が狭く運用しづらい面があるので、欠格レベルに幅を持たせて事故等の状況に応じて適正に対応できるようにする。

## 2.1 事故の対応措置の区分の考え方

具体的な見直し結果は、次のとおりです。

- (1) 措置の区分を事故の欠格レベルの重さの順に、「取消し」、「一時停止」、「勧告」及び「注意」の4段階とする。
- (2) 欠格レベルの判断は、事故や事件の状況を踏まえて「欠格性判断基準」を適用して決定するが、欠格レベルの基準値を現状の5段階から次のように10段階に設定して、適用のきめ細かさに配慮する。
  - ▶ 欠格レベル1 → 1、2
  - ▶ 欠格レベル2 → 3～5
  - ▶ 欠格レベル3 → 6、7
  - ▶ 欠格レベル4 → 8～9
  - ▶ 欠格レベル5 → 10
- (3) 一時停止期間の開始日は、当該事業者措置を通知した日を起算日とする。
- (4) 一時停止期間があっても、認定の有効期間は延長されない。
- (5) 「取消し」を適用する場合の期間は1年間であるため、一時停止期間はそれよりも短い1年未満とし、1ヶ月単位で決定する。
- (6) 一時停止期間は、事故や事件の内容、原因、対応状況等を考慮して欠格レベルを判断し決定する。その際、終了条件も定めておく。
- (7) 一時停止期間にかかわらず終了条件を満たした場合には終了とする。
- (8) 一時停止期間に達しても終了条件を満たしていない場合は、期間を延長することができる。しかし、終了条件を満たさないために、一時停止期間が1年を超えた場合は「取消し」となる。
- (9) 一時停止の開始時期によっては一時停止期間の終了日が認定の有効期限を超える場合がある。この場合、有効期限の日をもってプライバシーマーク付与契約の終了（付与認定の解除）とすると、一時停止の開始時期によって付与認定が解除される場合とそうでない場合が発生し不公平な対応となる。公平な対応とするために、一時停止期間の終了日が認定の有効期限を超える場合であっても、一時停止期間の終了日から1ヶ月以内に限り更新申請することができることとする。
- (10) 更新申請期間（有効期限の4ヶ月前から3ヶ月前まで）が一時停止期間に含まれる場合、一時停止期間の終了日から1ヶ月以内に限り更新申請することができる。
- (11) 一時停止措置を受けた事業者は、事業者の名称と一時停止期間を協会HPで公表する。
- (12) 新規に認定を受けるために審査中又は申請前の事業者において一時停止に該当する事故や事件が発生した場合は、一時停止期間に該当する期間審査を中断又は申請を不可とする。

## 2.2 認定の一時停止期間中の事業者の対応

認定の一時停止の措置を受けた認定事業者は、次の対応をとらなければなりません。

- ① 認定の証であるプライバシーマークは、一時停止期間中においては名刺、パンフレ

- ット、Web サイト、広告媒体、その他、当該事業者の活動に関して使用を中止する。
- ② 当該事業者のあらゆる活動において、認定されていることを表明することはできない。
  - ③ 交付しているプライバシーマーク使用許諾証、プライバシーマークの電子データを返還する。

### 2.3 措置の区分と欠格レベルとの関係

認定の一時停止の措置は、欠格レベルが8及び9の場合に適用します。措置の区分と欠格レベルの関係は次の表1のとおりです。

表1. 措置の区分と欠格レベルの関係

措置区分	処置なし	注意	勧告	一時停止		取消し
欠格レベル	0	1～5	6、7	8	9	10
停止期間	—	—	—	1～5月	6～11月	—

なお、欠格レベルは、「欠格性判断基準」によって判断します。

### 2.4 一時停止措置の解除の扱い

一時停止の期間に達し終了条件を満たした場合は、一時停止措置を解除し、次のように対応します。

- ① 一時停止期間が終了したと指定機関（付与機関を含む）が判断した場合、その連絡を受けて付与機関はプライバシーマーク使用許諾証、プライバシーマークの電子データを認定事業者に戻す。
- ② 同時に、付与機関は一時停止措置を解除した旨をHPで公表する。

なお、新規に認定を受けるために審査中又は申請前の事業者において、認定の一時停止に該当する措置を受けそれが終了した場合には、審査を再開又は申請を受付けます。

## 3. 欠格性判断基準の設定と運用

欠格性判断基準は、個人情報の取扱いに関して発生した事象とその原因の組合せで欠格性の基準値を設定します。

### (1) 発生した事象

発生した事象を次のように分類する。

- ・漏えい
- ・紛失
- ・破壊
- ・改ざん
- ・不正取得

- ・ 目的外利用・提供
- ・ 不正使用
- ・ 開示・訂正・削除に応じない
- ・ 利用・提供の拒否に応じない

(2) 事象の原因

事象の発生に至った原因を次のように分類する。

- ・ PMS（個人情報保護マネジメントシステム）の不適切な運用
- ・ 内部犯行
- ・ 外的要因

(3) 基準値

事象と原因の組合せで、1～10の基準値を設定する。基準値は欠格性が高いほど大となる。

個人情報の取扱いに関して発生した事象について、該当する事象の分類と原因の組合せで設定した基準値を確定し、次の表に照らし合わせて欠格レベル（＝基準値）を決めて、そのレベルに対応する措置をとります。

表2. 事業者区分ごとの措置の区分と欠格レベルの関係

欠格レベル	欠格レベルごとの対応		
	認定事業者(注1)	審査中事業者(注2)	申請検討中事業者
10	取消し	否認決定	1年間の申請不可
8,9	一時停止(注3)	一時停止期間に該当する期間審査中止(注3)	一時停止期間に該当する期間申請不可
6,7	勧告文書発行	審査続行	申請可
1～5	注意文書発行	審査続行	申請可
0	処分なし	審査続行	申請可

注1：認定事業者の起こした事故等の欠格レベルが1から7までの場合、注意または勧告の文書を発行するが、事故等の原因となった不具合についての是正措置の適切性を確認するための審査を行うことがある。

注2：審査中事業者の起こした事故等の欠格レベルが1から7までの場合、審査続行とするが、事故等の原因となった不具合についての是正措置の適切性を確認するための審査を行うことがある。

注3：認定の一時停止等の期間の開始日の判断は、事故等の発生日又は発生日が特定できない場合は発見された日をもとに行う。

本欠格性判断基準は、改正後の要領の第8条第3号、第21条第1項及び第21条の2第1項第2号に規定する「別に定める基準」として適用します。

#### 4. 運営要領の改正ポイントと改正箇所

運営要領の改正の主なポイントは、次のとおりです。なお、改正内容はプライバシーマーク制度委員会で審議し承認されています。

(1) 認定の一時停止措置の導入の反映

「取消し」にまでは至らないがそれに近い事故等の場合の措置として認定の「一時停止」の措置を設けたために、区分を見直し、「取消し」、「一時停止」、「勧告」及び「注意」に区分し「措置」と称することとした。

- 第21条第1項、第21条の2、第11条、第13条、第16条～第19条、第22条、第34条～第36条

(2) 事故対応に関する指定機関の役割の明確化

措置の見直しに伴い、プライバシーマーク付与契約に影響を及ぼさない注意と勧告については、指定機関が対応できることを明確にした。

- 第21条第2項、第21条、第22条、

(3) 認定の一時停止をした事業者への対応

認定の更新可能期間（有効期限の修了する4ヶ月前から3ヶ月前までに1ヶ月間）までに認定の一時停止が終了していない場合の救済措置を規定した。また、認定の一時停止の終了条件を満たすことができない事業者への対応を規定した。

- 第17条第5項、第22条第3項、第36条第2項、プライバシーマーク付与契約（別紙第1ーイ）第7条第1項、プライバシーマーク付与契約（別紙第1ーロ）第7条第1項

(4) 制度運用実態を反映

プライバシーマーク制度の運営実態を要領に明確に反映した。

- 第17条第2項第2号

(5) その他

運営要領の表記に関して、項番の「×.」を「×」に（“.”を削除）に修正すること及び表記を修正する等を行った。

- 修正条項は省略

## 5. 施行日

当該運営要領の改正は、平成19年12月21日から施行する。

改正後のプライバシーマーク制度設置及び運営要領（10情報開・セ第126号）は[こちら](#)を参照のこと。

以上